

## 「令和7年度適格消費者団体設立支援事業 募集要項」

### 1 事業の趣旨

消費者被害の未然防止・拡大防止のため、事業者の不当行為の差止請求等を行う適格消費者団体（消費者契約法第2条第4項）の認定を受けることを目指す団体を支援し、県内における適格消費者団体の設立を促進します。

### 2 応募資格

長野県内に事務所を有する民間団体とします。

（ただし、営利を目的とする団体、宗教活動や政治活動を目的とした団体、暴力団又は暴力団の統制下にある団体は除きます。）

### 3 補助対象事業

適格消費者団体の立ち上げを目的とした事業であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 消費者団体又は適格消費者団体を立ち上げようとする団体が行う、活動のノウハウ等について、既存の消費者団体や適格消費者団体と情報交換を行うための事業

イ 適格消費者団体の認定を受けようとする消費者団体などが行う、認定を受けるために必要となる以下の各号の取組のうち、1つ以上を含む事業

- ① 消費者被害 110 番や無料相談会などの情報収集活動
- ② 適格団体の設立や消費者問題に関するシンポジウムやセミナー等の開催
- ③ 事業者の不当行為への是正申し入れの検討
- ④ 団体の会員や寄附金の増加を図るための普及啓発活動
- ⑤ 適格消費者団体としての業務に必要な事務機器及び執務参考資料の整備
- ⑥ 消費者庁への事前相談及び認定申請
- ⑦ その他、消費者団体訴訟制度の担い手育成に必要な活動

### 4 補助対象外事業

国、県又は市町村の支出する他の補助金等の交付を受ける場合等は対象外です。

### 5 補助金額

予算の範囲内で応募団体数に応じて交付します。

（予算額 1,500 千円、補助対象経費の 10 分の 10 以内）

### 6 補助対象経費

事業を実施する上で、直接必要となる経費が補助対象となります。

補助対象経費	補助対象経費の例	補助対象外経費の例
①人件費	補助事業実施のために雇用する職員等に係る経費	
②報償費	講師、パネリスト等の謝金	団体の会員が講師となる場合の謝金
③旅費	講師、パネリスト等の旅費	主催する学習会、講演会等への一般参加者の旅費

④需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費	
⑤食糧費	講師弁当代、会議等茶代	
⑥役務費	通信運搬費、広告料、手数料	
⑦委託料	事業開催当日の会場使用料	
⑧使用料及び賃借料	有料道路通行料、会場借上料、タクシー借上料、リース代	
⑨備品購入費	机、イス、電話機、パソコン等	補助業務に関係のない事務機器等

注：分担金、負担金、寄付金、事業収入等の収入がある場合は、補助対象経費から控除します。

【例：{補助対象経費（20万円）－参加者負担金（5万円）}×補助率（10/10以内）＝補助金（15万円）】

## 7 募集期間

令和7年4月11日（金）から令和7年4月25日（金）まで(午後5時必着)

## 8 応募方法

以下の書類1部を、郵送により提出してください。

- (1) 応募書
- (2) 事業実施計画書
- (3) 実施事業に係る収支予算書
- (4) 団体の定款又は規約

※提出書類の内容について、電話等で確認させていただく場合があります。

## 9 応募先

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県県民文化部くらし安全・消費生活課

## 10 選考方法

応募終了後、書類審査を行い、補助対象団体を決定します。

選考後、選考結果を応募団体へ通知します。

## 11 留意事項

事業が完了しましたら、30日以内に実績報告書を提出してください。

実績報告書には次の資料を添付してください。

- ・学習会・講演会などの開催状況が分かる写真、原則5枚以上  
(会場内の様子を撮影したもの1枚以上、講師等を撮影したもの1名につき1枚以上は必須)
- ・講演会で配布したチラシや学習会で使用した資料等
- ・補助対象経費にかかる支出証拠書類（領収書の写し等）

### <お問い合わせ・書類提出先>

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県県民文化部くらし安全・消費生活課

電話 026-235-7151

FAX 026-235-7374

E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp